

別表六の二（六）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第4項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》又は平成31年改正前の措置法第68条の9第3項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- 2 「個別増減試験研究費割合の計算」の各欄は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項《連結事業年度の意義》に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）が平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各連結事業年度において別表六の二（六）「7」に記載された割合が100分の8を超える場合又は連結親法人事業年度が平成31年4月1日前に開始した各連結事業年度において同欄に記載された割合が100分の5を超える場合にのみ記載します。
- 3 「個別試験研究費割合の計算」の各欄は、連結親法人事業年度が平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各連結事業年度において別表六の二（六）「9」に記載された割合が100分の10を超える場合にのみ記載します。

$$4 \quad \begin{array}{c} \text{「割 増 前 税 額 控 除 割 合} \\ \frac{12}{100} + ((9) - \frac{5 \text{又は} 8}{100}) \times 0.3 \quad 12 \\ (0.12 \text{未満の場合又は} (7) = 0 \text{の場合は} 0.12) \quad \text{」} \end{array}$$

は、連結親法人事業年度が平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各連結事業年度である場合にのみ記載します。この場合において、連結親法人事業年度が平成31年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「5又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は8」を消します。

$$5 \quad \begin{array}{c} \text{「中小連結法人の試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額} \\ (別表六の二(六)「20」) \times \left[\frac{(5)}{(6)} \text{又は} \frac{(15)}{(16)} \right] \quad 17 \end{array}$$

は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次により記載します。

(1) (2)に掲げる場合以外の場合 「又は $\frac{(15)}{(16)}$ 」を消します。

(2) 連結親法人事業年度が平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各連結事業年度において、別表六の二（六）「7」に記載された割合が100分の8を超える場合若しくは同表「9」に記載された割合が100分の10を超える場合又は連結親法人事業年度が平成31年4月1日前に開始した各連結事業年度において同表「7」に記載された割合が100分の5を超える場合 「 $\frac{(5)}{(6)}$ 又は」を消します。